

令和8年度  
地域未来交付金事業  
那賀町簡易水道遠隔監視処理装置改修工事

特記仕様書

徳島県 那賀町

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

第1章	総 則	-----	1
第2章	電気設備工事	-----	4
	第1節 概 要	-----	5
	第2節 機器仕様	-----	6
第3章	試運転	-----	20
	第1節 概 要	-----	21
	第2節 試運転内容	-----	22

第 1 章  
総 則

## 第1条 目 的

本特記仕様書は令和 8 年度 地域未来交付金事業遠隔監視監視処理装置改修工事における電気機器の製作、運搬、組立、据付及び最終調整の試運転に至る工事の特記仕様書である。

## 第2条 適用基準

本工事は下記に準じて施工する。

- (1) 契約書
- (2) 現場説明事項
- (3) 設計図書（特記仕様書、設計書）
- (4) 日本水道協会「水道施設設計指針」2022
- (5) 日本水道協会「水道維持管理指針」2022
- (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部監修  
「電気設備工事共通仕様書及び監理指針」
- (7) 日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2022

## 第3条 工事場所

徳島県那賀郡那賀町 地内

## 第4条 受渡期日

受渡期日は完成検査合格後とする。

## 第5条 概 要

監視設備の老朽化に伴う取替工事を行うものである。

中央監視装置の電気設備工事である。

工事内容は下記の通りである。

- (1) 電気設備工事

## 第6条 技術講習

受注者は工事完成後、遅滞なく必要に応じて監督員の指示する時期に、現場において設備の操作、維持及び管理上必要な講習を行うこと。この講習に必要な説明資料等については、受注者の負担とする。

第7条 保証期間

本工事の保証期間は引渡し後1ヶ年とする。万一保証期間中に、受注者の責任に帰すべき原因による事故等が発生した場合には、受注者は監督員の指示に従い、無償にて改修、補修又は新品との交換等を行わなければならない。

第8条 工場検査

機器については、必要に応じて製作工場にて監督員の立会により製品（工場）検査を受けるものとする。

第9条 総合試運転

本工事は総合試運転を含むものとする。

## 第 2 章

### 電 氣 設 備 工 事

## 第 1 節 概 要

### 第 1 条 概 要

監視設備の取替に伴う電気設備工事である。

### 第 2 条 工事項目

(1) 延野浄水場子局装置 -----	1 台
(2) 延野高区ポンプ場子局装置 -----	1 台
(3) 西納野下原浄水場子局装置 -----	1 台
(4) 横石浄水場子局装置 -----	1 台
(5) 大久保浄水場子局装置 -----	1 式
(6) 坂州浄水場子局装置 -----	1 式
(7) 出羽浄水場子局装置 -----	1 式
(8) 出原和無田浄水場子局装置 -----	1 式
(9) 南宇浄水場子局装置 -----	1 式
(10) 北川浄水場子局装置 -----	1 式
(11) 延野浄水場既設盤改造 -----	1 台
(12) 延野高区ポンプ場既設盤改造 -----	1 台
(13) 西納野下原浄水場既設盤改造 -----	1 台
(14) 横石浄水場既設盤改造 -----	1 台
(15) 大久保浄水場既設盤改造 -----	1 式
(16) 坂州浄水場既設盤改造 -----	1 式
(17) 出羽浄水場既設盤改造 -----	1 式
(18) 出原和無田浄水場既設盤改造 -----	1 式
(19) 南宇浄水場既設盤改造 -----	1 式
(20) 北川浄水場既設盤改造 -----	1 式
(21) 試運転 -----	1 式

## 第 2 節 機器仕様

### 第 1 条 子局監視装置（各施設共通）

監視設備の取替に伴う電気設備工事である。

1. 目的 施設データを中央監視装置へ伝送するものである。
2. 数量 1 台
3. 型式 壁取付型
4. 使用回線 LTE 無線
5. 入出力 監視項目を満たすこと。（予備点数を設けること）
6. 電源 AC100V
7. 停電通報用バッテリー 内蔵型
8. 無線端末 LTE モジュール+アンテナ 1 式

### 第 9 条 監視項目

各施設の状況に応じて協議により決定する。

第 3 章  
試 運 転

## 第 1 節 概 要

### 第 1 条 概 要

試運転は各据付け工事が終了し、全設備が所期の目的通り安全確実に運転できることを確認する為、機器単体をはじめ、設備全般を対象に行うものとする。尚、事前に監督員に工程表を提出し、打合せを行い、事故、破損等のなき様充分留意すること。

また、必要に応じて監督員が立ち会うものとする。

### 第 2 条 試験項目

下記の項目により行うものとする。

- (1) 単体試験
- (2) 組合せ試験
- (3) 総合試運転

## 第 2 節 試運転内容

### 第 1 条 単体試験(各設備の据付工事に含む)

据付け完了後の機器単体調整試験及び動作確認試験（シーケンス試験）等で、次の作業を含むものとする。

- (1) 機器の振動、騒音試験
- (2) 保護装置の動作チェック、設定値の確認、リレー試験等
- (3) タイマー、補助リレー、その他制御機器の動作チェック、設定及び試験。
- (4) 絶縁抵抗、絶縁耐力、接地抵抗の測定等。
- (5) 計装機器の単独動作試験及び確認（零調整、スパン調整）等。

### 第 2 条 組合せ試験

本工事と他工事あるいは、既設装置などとの機器の良好な動作及び、機能的関連等を確認する必要がある場合の試験並びに機器間、盤間の試験、官公庁立ち会い試験、模擬負荷試験等実負荷をかけずに行う各種試験を必要に応じて行うこと。

### 第 3 条 総合試運転

総合的なプラントの機能を確認する実負荷運転。

- (1) 試運転期間 約 3 日間
- (2) 試運転内容 全機器が個々の要求される機能を満足し、プラント全体として所期の目的に合致していることを確認出来るまでの、実負荷（または相当負荷）試験とする。
- (3) 運 転 指 導 受注者は監督員と打ち合わせの上、今後本運転に係わる管理職員に対し、操作方法等の運転指導を行うこと。









令和8年度 地域未来交付金事業 那賀町簡易水道遠隔監視処理装置改修工事

4号明細書						
試運転調整費						1式あたり
項	品名と摘要	数量	単位	単価	金額	備考
4	試運転調整費	10	箇所			
	小計					